○内閣府告示第三千二百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県阿蘇郡南小国町

二　地域再生計画の名称　「夢を実現できる」経済好循環創造プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県阿蘇郡南小国町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県球磨郡球磨村

二　地域再生計画の名称　球磨村の未来を担う人材確保事業

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県球磨郡球磨村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県球磨郡球磨村

二　地域再生計画の名称　球磨村の未来を担う人材確保事業

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県球磨郡球磨村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県

二　地域再生計画の名称　「スポーツランドみやざき」を生かしたネクストステージまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　日向市

二　地域再生計画の名称　「しごと創生拠点」から地域の未来を育むプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　日向市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　寺島宗則旧家保存活用プロジェクト

二　地域再生計画の名称　阿久根市の全域

三　地域再生計画の区域の範囲　阿久根市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　出水市

二　地域再生計画の名称　小さな拠点でもしっかり稼げる集落づくり！里山再活性化モデル計画

三　地域再生計画の区域の範囲　出水市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　薩摩川内市

二　地域再生計画の名称　「薩摩國（さつまのくに）竹セルロースナノファイバー（ＣＮＦ）クラスター」形成事業

三　地域再生計画の区域の範囲　薩摩川内市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　日置市

二　地域再生計画の名称　日置市健康モデル都市プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　日置市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県肝属郡南大隅町

二　地域再生計画の名称　南大隅町タウンプロモーション事業

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県肝属郡南大隅町の全域